

平成30年2月7日

青森県教育委員会第829回定例会

期 日 平成30年2月7日(水)  
場 所 教育庁教育委員会室

## 会 議 次 第

1 開 会

2 議 案

○議案第1号 青森県立図書館運営規則の一部を改正する規則案  
について ..... 1

3 その他

○職員の懲戒処分の状況について ..... 4

4 閉 会

# 議案第 1 号

## 青森県立図書館運営規則の一部を改正する規則案について

### 1 提案理由

図書館サービス活動の点検及び改善に向けた検討を行うための休館日を定めるため、提案するものである。

### 2 概要

県民の図書館に対するニーズが年々多様化し、生活の I C T 化が進み情報の提供方法も変化している中、休館日が月 1 日であるため開館対応への勤務割りが複雑化している県立図書館では、職員がサービス活動について見直し、検討する時間が確保できないことから、職員が一堂に会し、サービス活動の点検及び検討を行うための新たな休館日（年間 7 日以内）を設定するものである。

### 3 改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

青森県立図書館運営規則の一部を改正する規則案

青森県立図書館運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県立図書館運営規則の一部を改正する規則

青森県立図書館運営規則（昭和四十八年三月青森県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

四 サービス活動点検・検討日 年間七日以内

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県立図書館運営規則 新旧対照表

下線部分は改正部分

改正後	改正前
<p>(休館日)</p> <p>第三条 図書館の休館日は、次のとおりとする。                  ただし、館長は、特別の事情があるときは、臨時に休館することができる。</p> <p>一 年末年始 十二月二十九日から翌年の一月三日まで</p> <p>二 特別蔵書点検期間 年間十日以内</p> <p>三 館内整理日 毎月第四木曜日</p> <p><u>四 サービス活動点検・検討日 年間七日以内</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>(休館日)</p> <p>第三条 図書館の休館日は、次のとおりとする。                  ただし、館長は、特別の事情があるときは、臨時に休館することができる。</p> <p>一 年末年始 十二月二十九日から翌年の一月三日まで</p> <p>二 特別蔵書点検期間 年間十日以内</p> <p>三 館内整理日 毎月第四木曜日</p> <p>2 [略]</p>

## [その他]

### 職員の懲戒処分状況について

平成30年2月（1月1日～1月31日分）

青森県教育委員会

事案1 ①被処分者 上北地域市部以外の小学校 教諭（42歳 男性）

②事件の概要等 速度超過（30km/h以上50km/h未満）

- ・ 平成29年9月24日（日）午前5時44分頃
- ・ 東津軽郡平内町内の国道
- ・ 最高速度60km/hのところ、99km/hで走行

③処分内容 戒告

④処分年月日 平成30年1月12日

事案2 ①被処分者 三八地域市部以外の小学校 教諭（47歳 女性）

②事件の概要等 速度超過（30km/h以上50km/h未満）

- ・ 平成29年11月6日（月）午前10時6分頃
- ・ 三戸郡南部町内の国道
- ・ 最高速度50km/hのところ、84km/hで走行

③処分内容 戒告

④処分年月日 平成30年1月16日